

用語解説 …………… 犯罪被害者支援ハンドブック

被害者がいつでも・どこでも・途切れることのない支援を受けられる体制を整えるため、民間団体や国、地方公共団体の各機関が共有して連携した支援を行うためのハンドブック（「ガイドブック」「手引き」等名称は地域により異なります。）が、2008年に内閣府が作成した「被害者支援ハンドブック・モデル案」を下敷きにして、各地で作られつつあります。



ハンドブック作成の経緯

犯罪被害者等基本計画における重要な課題の一つとして、犯罪被害者等が直面するその時々困難をその都度打開することだけに注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いた施策をおこなうことがあげられています。

そのために、制度や担当機関等が替わっても、連続性のある支援が行われること、そして、誰もが、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れない支援を実施する必要があります。

適切な「橋渡し」等によるスムーズな途切れない支援の実現は、国、地方公共団体及び民間支援団体はもちろん、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関や団体全体で真摯に取り組んでいかなければならない重要課題であり、関係機関・団体の連携を一層充実・強化し、関係機関・団体全般の連携密度の底上げを図るための施策を講ずる必要があります。

そのため、内閣府では、基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおいて、犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、関係機関・団体に備え付け、活用を図るため、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成しました。全文が内閣府犯罪被害者等施策推進室のホームページに掲載されています。

現在、内閣府は、各地域において地域の実情に応じたハンドブックが作成され、幅広く活用されるよう、基礎的自治体及び都道府県レベルに働きかけています。



愛知県のとりくみ

今回は、その中から、昨年12月に愛知県被害者支援連絡協議会（以下、協議会）が作成した「犯罪被害者支援ハンドブックあいち2009」を例に挙げて、ハンドブックをご紹介します（情報提供：社団法人被害者サポートセンターあいち事務局長神戸氏）。

ハンドブック作成にあたっては、愛知県県民生活部地域安全課が中心となり、県警本部警務部住民サービス課、名古屋地方検察庁企画調整課、名古屋市市民経済局地域振興部地域安全推進課、日本司法支援センター愛知地方事務所、そして、民間団体として、社団法人被害者サポートセンターあいちが関わりました。協議会の会長は県警本部長が務め、事務局は県警の住民サービス課被害者支援室に置かれました。

協議会では、ハンドブックの作成を昨年3月に開始し、11月までに3回の検討を行って、12月22日に発行となりました。編集の際には、情報量の豊富さと、ハンドブックとしての使いやすさとのバランスをとることに一番苦心したとのことでした。

つぎに、章立てに沿って内容を紹介します。まず被害者のおかれる心理的・経済的状況や二次被害について10頁ほどで説明、支援に携わる際の留意事項と被害類型別の対応（殺人、交通事故、性犯罪等々）について20頁弱、さまざまな関係機関や団体との連携の必要性和流れの説明に5頁、70にのぼる関連機関や団体の紹介に80頁ほど、さらに、ニーズに応じた支援の解決手段について20頁ほどの解説を加え、本文は全部で140頁程です。

巻末添付の連絡先リストには120頁が割かれており、民間団体、被害者団体、法テラス、自治体の窓口、県警窓口、裁判所、検察庁、刑事施設、法務局、精神保健福祉センター、保健所、女性センター、民間シェルター、児童相談所、などの関係機関や団体の相談窓口名と電話番号等が掲載されています。

同ハンドブックについては、全文が愛知県のホームページに掲載されています

<http://www.pref.aichi.jp/0000029364.html>

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク